

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

岡山国民年金 事案 844

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月まで
事業所を退職した昭和 53 年 7 月に市役所で国民年金の加入手続を行って以降、自宅に送付される納付書に現金を添えて金融機関で国民年金保険料を納付してきたので、未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 15 か月と比較的短期間である上、申立人に係る国民年金保険料は、申立期間を除き納付済みであり、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が営繕工事を請け負っていたとする事業所は、申立期間当時、継続的に申立人に同工事を発注していた旨を証言しており、申立人の生活状況に変化はうかがえず、申立期間の前後の国民年金保険料を現年度納付している申立人が、申立期間の保険料のみ納付していなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、未納による納付勧奨を受けた記憶がなく、仮に勧奨があれば納付していたと主張しているところ、一度だけ納付を失念していたとする申立期間後の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの保険料は 58 年 8 月に過年度納付されている上、申立人が記憶している申立期間に係る国民年金保険料の納付方法及び納付書の様式は、当時のそれと符合しており、申立人の主張に不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 845

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は妻の分と一緒に昭和 49 年 1 月に納付したはずであり、未納となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 35 年 12 月に夫婦連番で払い出されている上、国民年金制度が発足した 36 年 4 月以降 297 か月の長期にわたる期間に係る夫婦の国民年金保険料については、申立期間を除き、未納期間、現年度納付された期間及び過年度納付された期間は全て一致しているとともに、納付日が判明する 73 月の国民年金保険料のうち、39 年 5 月を除く 72 月の保険料に係る夫婦の納付日は全て一致していることが確認でき、申立人は夫婦一緒に国民年金に加入し、一緒に保険料を納付していたものと推認される。

このことを踏まえると、申立人の妻に係る申立期間の国民年金保険料が昭和 49 年 1 月に過年度納付されていることが確認できるにもかかわらず、申立人の保険料については納付されていないとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成元年4月25日に訂正し、同月の標準報酬月額を19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月25日から同年5月1日まで

平成元年4月25日にA社に入社し、同月分の給与から厚生年金保険料を控除されていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料明細書（平成元年4月分）及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において、申立てに係る事業所に勤務し、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から適正に控除されていたと認められる。

また、平成元年4月の標準報酬月額については、上記の給料明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額及びオンライン記録（平成元年5月の標準報酬月額）から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの期間及び12年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年3月まで
② 平成12年10月から同年12月まで

申請免除を受けていた申立期間①の国民年金保険料10数万円については、事業所の退職一時金により平成6年から12年の間に納付(追納)した。また、申請免除とされている申立期間②については、納付書により1か月ごとに国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の国民年金保険料を平成6年から12年の間に納付(追納)したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人が社会保険事務所(当時)に対し追納の申し出を行ったのは4年5月の一度であり、この追納の納付期限は5年4月30日である上、これ以外に申立期間①の国民年金保険料に係る追納の申し出が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立人は、申立期間②の国民年金保険料の免除を申請した記憶はないと述べているが、オンライン記録によると、平成12年10月1日に申請したことが確認でき、この免除に係る申請日、免除期間及び処理年月日に不自然な点は認められない。

また、申立人が居住する市が保管する市県民税課税資料から、申立人が申告した平成12年の社会保険料控除額に申立期間②の国民年金保険料額は含まれていないことが確認できる上、基礎年金番号の導入(平成9年1月)に際して事務処理の機械化が図られた以降は、記録漏れ及び管理に誤り等

が生じることは通常、考え難い。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月、52 年 8 月、同年 9 月、54 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月
② 昭和 52 年 8 月及び同年 9 月
③ 昭和 54 年 3 月及び同年 4 月

母親からの勧めもあり、厚生年金保険被保険者や共済組合員の資格を喪失した後は、市役所において国民年金の加入手続を行い、母親が国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、未加入とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は申立人が結婚した後に居住していた市において、昭和 55 年 1 月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、この国民年金の加入状況からみて、申立人の母親が、申立人の実家（母親が居住）が所在する市において、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続についての記憶が曖昧である上、国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその母親からは証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年3月まで
20歳になったとき、勤務していた美容室の事業主が国民年金の加入手続を行ってくれ、結婚するまでの期間、国民年金保険料を給料から控除して、納付してくれていた。未納とされている申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年3月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、その時点においては、申立期間のうち、49年10月から50年12月までの国民年金保険料は、時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする事業主（当時）は、「申立期間当時、従業員に係る国民年金の加入手続や保険料納付は行っていない。」と証言している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚（当時）も、申立人と同様に20歳到達時から2年程度は国民年金保険料が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1250

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 10 日から同年 8 月 10 日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 40 年 7 月 10 日となっているが、同社を退職して帰郷したのはお盆の直前であったことを記憶している。また、同年 9 月 6 日には次の会社に入社しており、今までに 2 か月近くも無職であったことは記憶にない。これらのことから、被保険者資格の喪失日は、同年 8 月 10 日の誤りであると考えられるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、関係資料は保管されておらず、申立人の申立期間当時における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。

また、連絡先が判明した申立人の同僚（当時）からも、申立人が申立期間に勤務していたことについての証言は得られない。

さらに、雇用保険の被保険者記録から、申立人は昭和 40 年 7 月 9 日に申立てに係る事業所を退職していることが確認でき、この記録は、これと同時期に退職している元従業員（4 人）の記録と同じく、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。